

2024夏期合同研究

当会では毎年、直面する重要な課題について「夏期合同研究」を開催し、各委員会や法律研究部が議論・検討を行っています。本年度は7月8日から12日の5日間にわたり、昨年度同様Zoomを利用した完全オンライン方式で開催されました。22の分科会にはのべ887名、全体討議にはのべ139名が参加し、活発な議論が繰り広げられました。

全体討議の本年度のテーマは「遺言・相続案件における不動産評価の留意点」。弁護士が相続案件で不動産評価に関わる場合に、どのような点に注意し、専門家である不動産鑑定士といかに協同していくべきなのか。

LIBRAではこの興味深い全体討議の内容を始めとして、各分科会の成果を特集としてお届けします。

LIBRA 編集会議 坂 仁根

CONTENTS

全体討議「遺言・相続案件における不動産評価の留意点—実践的な設例を踏まえて」（誌上研修）	2頁
・ 弁護士と不動産鑑定士による春の不動産無料相談会報告	
・ 弁護士が不動産鑑定士に依頼する場合の一般論	
・ 事例検討（賃料増額請求、建物明渡請求）	
・ おわりに	
分科会（第1～第22）	7頁

全体討議

「遺言・相続案件における不動産評価の留意点—実践的な設例を踏まえて」（誌上研修）

弁護士業務改革委員会は、弁護士業務の拡大及び効率化をテーマとして掲げ、各種部会やプロジェクトチームを中心に活動している。中でも遺言相続法律支援プロジェクトチームは、遺言相続問題の解決には弁護士の関与が最適解であること及びその周知、情報発信を通じて、業務拡大を行うことを目的としている。

東京都不動産鑑定士協会との友好協定に基づき始まった無料相談会を通じて、本来は不動産に関する相談を受け付けていたところ、実は相続の相談の一部であったということが多いという点に気づかされることとなった。相続は遺産の分割手続であるところ、遺産のなかでもその価値を評価するのが難しいものの一つが不動産であり、また権利関係が複雑になるのも不動産である。不動産の相談が実は相続の相談であったというのは納得といえる。このような観点から、不動産評価という側面にスポットを当てて、専門家である不動産鑑定士との対談を通じて、理解を深めるべく研究課題とした。

弁護士業務改革委員会委員長 松村 寧雄（58期）



全体討議

弁護士と不動産鑑定士による春の不動産無料相談会報告

弁護士業務改革委員会遺言相続法律支援 PT 中井 陽子 (54 期)

遺言相続法律支援プロジェクトチーム（以下「当 PT」という）では、2022 年度以来、東京都不動産鑑定士協会と、春の不動産無料相談会を開催している。相談会は、毎年 4 月に、JR 新宿駅西口地下広場にあるイベントコーナーで開催され、各回とも午前 10 時から午後 6 時ころまで受付を行い、1 コマ 30 分となっている。弁護士と不動産鑑定士で 2 名 1 組のペアを組み、10 組の相談を一度に受けることができる。法律相談センター運営委員会の協力を得て、臨時相談名簿に登載されている会員に募集をかけ、毎回、40 名の会員に相談担当員になっていただいている。本相談会の当会での所管は当 PT であるが、専ら相談会の企画、当日の設営、相談者の配転、相談担当者への対応並びに相談者の呼び込みなど裏方に徹している。

相談件数は、2022 年度は 142 件、2023 年度は 158 件、2024 年度は 129 件となった。3 年ともに、相談

のきっかけのほとんどは、「通りがかって」であった。相談内容は、不動産が絡む遺言相続の問題など、多くが遺言相続に絡むものであった。

通りがかった際に相談した内容が遺言相続に絡むものであることから、相談場所のエリアにもよるが、市民の方々が遺言相続の問題を日頃から抱えていることがうかがえる。相談者の男女差はほぼなく、相談者の属性は会社員が無職で、年齢層は 60 歳以上が最も多く、次に 40 歳から 50 歳が多いという結果になった。

相談者へのアンケートでは、回答者のほとんどが解決の目途がついた、参考になったという回答であり、満足度は高くなっている。2022 年度は相談担当弁護士にもアンケートを実施したが、相談内容は弁護士対応が必要なものが多かったというものに加え、不動産鑑定士の方と知り合いになれて良かったという回答が多くあった。

弁護士が不動産鑑定士に依頼する場合の一般論

弁護士業務改革委員会遺言相続法律支援 PT 座長 柿沼 彰 (63 期)

東京都不動産鑑定士協会理事・相談事業委員長倉持善栄不動産鑑定士に、座談会の形式で、弁護士が不動産鑑定士に依頼する場合の一般論を伺った。

相続税対策として不動産を購入することはよく行われているが、露骨な対策をした場合には路線価による相続税評価は否定され、不動産鑑定評価による相続

税評価がなされることとなるので注意が必要である（最判令4.4.19（民集76.4.411））。また、広大な無道路地など事業者には需要がない土地では、路線価による相続税評価を、不動産鑑定評価による評価が下回りやすいので、不動産鑑定評価を取得する実益が生じやすい（大阪地判平29.6.15）。

不動産鑑定評価においては、正常価格に限らず、限定価格、特定価格、特殊価格、新規賃料、継続賃料などの様々な価値が求められる。納期や報酬は、評価の対象（不動産の価格は安く、継続賃料は高い傾向）と提出するレポートの種類（不動産鑑定評価書は高く、不動産調査報告書は安い傾向）によって

異なるが、多くの場合、無料で見積もりをいただける。

弁護士は、依頼者から、できるだけ高いまたは安い金額の評価が欲しいと求められることがあるが、不動産鑑定士は、公正妥当な範囲内で価格を求める義務を負う。しかし、依頼目的に応じた対象確定条件を設定できる場合があるので、事前の相談が重要となる。事前相談は無料で、評価額の大まかな見込みを伺うこともできる。

見積もり際には、土地建物の登記情報、賃料増減額請求の際には賃料改定の経緯がわかる賃貸借契約書、ホテル等の事業用不動産では過去の損益計算書や将来の事業計画書等が必要となる。

事例検討（賃料増額請求、建物明渡請求）

弁護士業務改革委員会遺言相続法律支援 PT 事務次長 平岡 雄一（64 期）
同 PT 田島 直明（64 期）
同 PT 事務局長 板橋 晃平（71 期）
同 PT 三浦 裕和（71 期）

1 共通設定

- 問題となる不動産は、東京23区内にある築50年の4階建て雑居ビル「べんたらビル」とその敷地で、その1階には、焼き鳥店「絆」が入居している。
- 30年前に、焼き鳥店店長であったAが独立することになり、同店の常連客であり「べんたらビル」を所有していたBが、空き室となっていた1階をAに安く貸すことにした。
- Aが開業した「絆」は、賃料が安いことから焼き鳥を安く提供できるため繁盛し、Bも常連客となっていた。
- 10年前、「絆」で配膳を手伝っていたAの妻が亡くなり、その後はAが1人で店を切り盛りしている。
- AB間の賃貸借契約は口約束であったが、6年前に、従前からの合意内容のままの賃貸借契約書が作成されている。
- 2年前にBが死亡し、55歳のCが「べんたらビル」を相続し、「絆」の賃料が周辺相場の半額であるこ

とに気づいた。CとAとは面識がない。

- Aは75歳で体力に不安があり、店の後継者もなく、持ち家も貯金もあるので、「絆」をどうするか悩んでいる。Aには2人の子供がおり、ともに家を出て家庭を持っている。Aは、妻に続いて友人Bが亡くなったことから相続を意識し、弁護士に相談していた。
- Cは、「絆」を訪れ、Aに対して、賃料の増額を申し向けたが、焼き鳥を値上げしなければならなくなることを理由に断られた。

2 ケース1（賃料増額請求）

(1) 概要

ケース1では、遺言により収益物件を取得したCが他のテナントと比較して賃料の額が低い「絆」の賃借人Aに対して賃料増額請求を行うという事案を題材として、不動産鑑定士の森本幸樹氏と竹内啓人氏から、賃料増額請求事件のポイントについて解説がなさ

れた。なお、事案設定においては、「賃貸人側が交渉戦略としてより高い賃料の提示を希望する」、「賃貸人側と賃借人側で保有している情報に差異がある」など、この種の事案にありがちな事情を盛り込んだ。

(2) 新規賃料と継続賃料

新規賃料とは、新たな賃貸借等の契約において成立するであろう経済価値を表示する適正な賃料をいう。

継続賃料とは、不動産の賃貸借等の継続に係る特定の当事者間において成立するであろう経済価値を適正に表示する賃料をいう。

賃料増額請求事件における裁判実務の場面では、相当賃料の判断に当たり、不動産鑑定評価基準により算出された継続賃料の金額が参考にされる。ケース1では、Cの強い希望により、敢えて新規賃料を参考にした賃料増額請求が行われたことに対して、Aが、継続賃料を参考に金額を争うこととした。

(3) 直近合意時点

直近合意時点とは、契約当事者間で現行賃料を合意し、それを適用した時点をいう。継続賃料は、直近合意時点から価格時点（賃料判定の基準日）までの事情変更を考慮するものであり、直近合意時点は事情変更を考慮する起点となるものである。

相続により権利を承継しただけでは合意があったとは言えないが、相続を端緒に賃貸人と賃借人の間で何らかの協議・合意がなされるとその時点が直近合意時点になりうる。

本件では、Bの生前である6年前に、従前からの合意内容のままの賃貸借契約書が作成されているので、この時点を直近合意時点とした。

(4) 継続賃料を求める鑑定評価手法

継続賃料を求める鑑定評価手法には、①現行賃料と新規賃料の差額に着目する差額配分法、②賃貸物件の利回りに着目する利回り法、③直近合意時点からの経済事情の変動に着目するスライド法、④賃貸物件の市場性に着目する賃貸事例比較法があり、これらによって試算した各賃料を重みづけして鑑定評価を行う。

不動産鑑定士は公正妥当な範囲内で鑑定評価を行うべき責務を負っているため、その範囲を逸脱するこ

とはできない。他方、個々の不動産鑑定士の判断や裁量により左右されやすい要素としては、差額配分法の新規賃料の水準、利回り法の継続賃料利回りの設定、スライド法において採用するスライド率、各手法による試算賃料の重みづけの調整割合などがある。

3 ケース2（建物明渡請求）

(1) 概要

ケース2では、賃貸人Cから賃借人Aに対して「べんとらビル」の老朽化を理由に賃貸借契約の契約終了を主張し、建物の明渡しを求めるという事案を題材として、不動産鑑定士の森本幸樹氏と竹内啓人氏から立退料（借地借家法28条において正当事由の判断として考慮されることとなる財産上の給付）の算定方法に着目した解説がなされた。

なお、「べんとらビル」は築50年であるが、未だ使用収益できないとはいえないため、Aは賃貸借契約の終了を否定したが、同時に、体力の不安等から「絆」をどうするか悩んでいたため、立退料の支払いを求めたこととし、事実上、立退料の争いとなっている状況を想定した。

(2) 立退料の算定方法

立退料の算定方法は決まっておらず、事案や立場に応じて様々な方法によって立退料の金額が算出されるが、大きく分けて、①借家権価格の全部又は一部を立退料として算定する方法（借家権価格を参考にする算定方法）、②公共事業によって地権者が移転しなければならない場合に、公共団体が地権者に対して、移転により通常生ずる損失、いわゆる通損補償の計算を行う基準（以下「用対連基準」という）に基づいて移転のための実費や移転に伴って発生する損失の補償額から算出する方法（用対連基準に基づく算定方法）及び③将来の価格上昇を踏まえた価格から算出する方法（限定価格に基づく算定方法）の3つの考え方がある。

ア 借家権価格を参考にする算定方法

借家権価格の算定方式は、①割合法（路線価図の借地権割合と借家権割合を参考に計算する方法）、②控除法（借家人がいる場合の不動産の評価額と借

家人がいない場合の不動産の評価額の差を借家権の価額とする方法）及び③差額法（現行賃料と標準賃料との差額に一定期間（残存賃貸期間など）を乗じ、一時金（権利金、敷金等）を加算したものを借家権の価額とする方法）が代表的な方法である。

イ 用対連基準に基づく算定方法

用対連基準は、元々公共用地の取得の場面の基準であるが、用対連基準において補償されるのは通常生じる損失（通損補償）であり、賃借人に補償される項目は①工作物補償（移転先の建物の内装、造作、設備等の補償）、②営業補償（営業廃止・休止補償、得意先喪失補償）、③移転雑費補償（仲介手数料、本店移転登記費、移転通知費）、④動産移転料補償（家財道具、商品・什器備品等の運搬費用）及び⑤借家人に対する補償（家賃差額、一時金（礼金、敷引

等）があり、これらの各補償項目を合算して立退料を算定する。

ウ 限定価格に基づく算定方法

限定価格とは、正常価格（不動産市場において通常成立する適正な価格）を上回る価格のことである。ケース2では建物明渡後にディベロッパーによる周辺一帯に開発が想定されており、Cがディベロッパーに対して将来の価格上昇を踏まえた価格（限定価格）で、「べんとらビル」とその敷地を売却することが予定されるというものであった。

立退き自体は賃貸人と賃借人の問題であり、ディベロッパーは関係ないとも言えるが、立退きに関しては個別性が高いことから、周辺土地の所有者の状況、一帯開発後の不動産の増分価値（限定価格）等を考慮する余地がある。

おわりに

弁護士業務改革委員会遺言相続法律支援 PT 座長 柿沼 彰 (63 期)

遺言相続問題を解決するためには、生前の相続対策や認知症への対処、財産の処分など、法律問題にとどまらない知見が必要となる。そこで、当PTは、法律職の中で最も広範な業務を扱うことができる弁護士が中核となって、必要に応じて各分野の専門家の協力を得ながら、問題解決に取り組むことが最善であると考えている。

今回の事例検討では、リアリティを重視して、当PTに所属する会員において実際に経験した事案を持ち寄って舞台設定を行った。被相続人の生前は、友人関係等の特別な関係を背景として、不動産が低額な賃料で貸し出されていたものの、相続に伴う賃貸人の交代に伴って賃料の見直しが行われるというのは、頻繁に見られる事案である。また、不動産の所有者が年齢を重ねれば、その分、所有する不動産も築年数を重ねるので、相続によって取得した不動産には老朽化の問題が付きまとう。さらに、東京という地域性も重要な要因となる。土地の価値が高いため、

未だ使用収益が可能な建物も、これを取り壊して土地を再活用することが経済的に合理的である場面が多々ある。その場合、建物の老朽化を理由とした賃貸借契約の終了は認められず、立退料の問題に帰着する。

賃料の見直しにしても立退料にしても、弁護士だけで問題を解決しようとする、互いの足元を見るような交渉になりがちである。しかし、不動産の適正な価値を評価する専門家である不動産鑑定士の協力を得れば、合理的な根拠に基づいた冷静な解決の可能性が高まる。

今回のテーマは、一見すると、主として不動産を扱っているかのようである。しかし、遺言相続をきっかけに発生した問題を、不動産鑑定士という専門家の協力を得て解決するという、当PTの理念そのものの内容であると考えている。

最後に、全体討議にご協力いただいた東京都不動産鑑定士協会の皆様に心より感謝申し上げます。

刑事IT化に関する刑事訴訟法等の改正要綱について考える

刑事法対策特別委員会委員長 神谷 竜光 (67 期)

刑事手続のIT化をめぐる問題について、刑事訴訟法をご専門とされる福岡大学の新屋達之教授を招聘して、以下のような講演と質疑討論等がなされた。

刑事手続のIT化は、2024年の法制審議会で要綱（骨子）が示された。しかし、非常に急な動きであって、その影響について根本的な議論がなされているのか疑問がないではない。

例えば、裁判を受ける権利といった憲法上の権利とIT化の関係では、電子令状となった場合、令状審査は一層形骸化しないか。電磁的記録提供命令はコンピュータ監視法の強化にならないか、そもそも、自己負罪拒否特権等との整合性はあるのか。勾留質問・弁解録取のオンライン化は一定の要件下では被疑者が裁判所に連れて行かれないことを意味し、捜査の影響が切

ないことになるのではないかと。オンライン証人尋問は直接・口頭・公開主義といったそもそもの刑事裁判に関する要請を実質的に充足しているのか。訴訟文書のオンライン化といったときに、捜査記録の真正性確保が十分になされるのか。

これらの要綱（骨子）とは対照的に、オンライン接見や、オンライン取調べ、在監者のオンラインへのアクセス保障は残された課題のままとなった。

刑事手続のIT化それ自体は避けたいところがある。ただ、近時の刑事立法の動向には、検察官司法の現代化としての側面がある。そのため、弁護士・弁護士会としては原理原則の根本を考え、提言し、また、問題事例や意味ある事例を集積し検討していくことが重要となろう。

第2分科会

弁護士自治の意義を次世代に伝えていくために

司法改革総合センター副委員長 長井 真之 (55 期)

本年度から新入会員向けクラス別研修におけるコマで弁護士自治を扱うことになったが、当センターの弁護士自治問題・隣接士業検討WGは、これまで2度に亘り、そのトライアルを実施してきた。本討議では、その第3弾として、予定される研修内容を中堅世代以上の参加者向けに実施して、参加者とのディスカッションも行い、研修内容の改善や深化に向けたアイデアや意見を得ることができた。具体的には、当センターの堂野達之委員長代行の趣旨説明に始まり、当センターの山本昌平委員（前年度担当副会長）による司会・進行の下、弁護士自治に関する6つの設例を元に、弁護士の懲戒権限が裁判所、法務省、市民団体などに属することになった場合に想定される事態

について、参加者との間でディスカッションする形式で行った。

冒頭より、弁護士自治に造詣の深い会員より、高い見識と経験に基づいたコメントが相次ぎ、主催者側として何度もハッとさせられ、また、身が引き締まる思いであった。特に、弁護士自治は依頼者の利益を実現するためのものであり、弁護士本位ではないことを意識すべきとのコメントは、大いに肝に銘じるべき内容と感じた。研修内容については、概ね積極的な評価をいただいたが、参加者の意見やアイデアを踏まえ、設例の修正を行うなどして、本番に向けてさらに準備を進めていく方針である。

第3分科会

2つの「孤立」からの脱却
～公設事務所の刑事弁護の現場から～

公設事務所運営特別委員会委員 芝崎 勇介 (66 期)

闘う刑事弁護として、尽くせる手段をすべて尽くす。問題解決型弁護として、依頼者の生活文脈の理解を試み、生きづらさの解消のために手を尽くす。この二刀流がパブリックの Advocacy である。その一端をお伝えしたかった。

講師は、野原郭利、長谷川翼、馬淵未来、幡野博基各会員といった「公益弁護士」の精鋭たちと筆者である。

抽象的な方法論を排し、現実のケースから実践的な手法を抽出することに意を用いた。まずは高齢・障害・外国籍という類型に分けて、3つの弁護実践を紹介した。それを元に講師間で対話を行い、汎用性が高い知見を引き出した。身体拘束からの解放その他の防御の徹底が依頼者の支援へと途を開くこと、依頼者の生活史の

聴取・調査が防御にも支援にも必要かつ有効であること、他職種とのかかわりを作り、維持し、様々な場に足を運ぶことで、弁護士としての能力・資源が豊かに育まれていくこと、継続的な支援の枠組みを作るために民事事件等の相談・依頼を受ける工夫などをお伝えできたはずである。

時として不本意な孤立が依頼者の刑事事件の背景にはある。弁護人はこれを解消する一助になりたいという想いを抱く。しかし、その時、弁護人も孤立に悩み、自分に何ができるのか惑う。パブリックはこれら2つの孤立の緩和に向き合いたい。

受講者が公設関係者ばかりだったのは哀しい。それでも実践を積み重ね、また広く会員に知恵を還元できる機会を持てることを願っている。

第4分科会

成年後見制度改革の動向を追う

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 成年後見部会部会長 野口 敏彦 (59 期)

本分科会では、現在法制審議会民法（成年後見等関係）部会で法改正に向けた議論が進められている成年後見制度について、同部会に幹事として参加されている早稲田大学の山城一真教授をお招きして、最新の議論状況に関する報告を行った。

冒頭で、当委員会の安藤博規委員からこれまでの議論状況の概要を報告いただいた後、山城教授から、法定後見について、①総論（議論の経緯・背景、成年後見制度と障害法との乖離）、②後見の開始（行為能力制限、法定代理の位置づけ、後見開始要件）、③後見人の選任（後見人の交代、本人による後見人の事前指定）の各論点に関する報告をいただくと共に、任意後見についても、監督の問題と任意代理との関係に関する報告をいただいた。

次いで、当委員会の吉野智委員から、日弁連の高齢者・障害者権利支援センターにおける議論状況について報告をいただくと共に、当職を含めた4者で、必要性・補充性の原則、類型論の動向、意思決定支援、任意後見制度における監督の要否・態様、任意代理・任意後見の普及、任意後見と法定後見の併用の各テーマについて、パネルディスカッションを行った。

ここまでの議論状況からすると、今後成年後見制度が「個別の課題に必要最小限の範囲で用いられる制度」になることは、ほぼ確実だと思われる。読者各位におかれては、改正後の新制度の円滑な運用のため、今後並行して議論される福祉法制の改正の動向についても注視いただければ幸いである。

第5分科会

LGBTQ 今直面する問題
—トランス排除言説に抗う

人権擁護委員会委員 古本 晴英 (50 期)

大阪弁護士会の仲岡しゅん弁護士を招いてお話を聞いた。仲岡弁護士はトランスジェンダーであることを明らかにして活動している。このことから誹謗中傷に加え、殺害予告が届き刑事事件に発展したこともある。自らの経験を紹介した上で、SNS 上で行われているトランスジェンダーに対する様々な言説を類型化し、その誤りを指摘してもらった。陰謀論というべきものや、デマ、捏造まで行われ、差別をあおる投稿も多くあること、発信者の中に弁護士や研究者までいることが紹介され、問題の根深さが実感できた。

性自認だけで自由に温泉やトイレを選べる、トランスジェンダーと性犯罪者の区別が困難などの言説については、丁寧に問題点の指摘があった。トランスジェンダー

は性別が「移行」していくものである。移行のプロセスは時間をかけて様々な側面で行われ、態様・程度は置かれている環境によって区々である。したがって、どのような施設利用が適切かは、本人の状況と環境に応じて適切に判断がなされていると実態を説明された。

このような視点を踏まえ、経産省トイレ利用事件判決（最判令5年7月11日）について、個別事例の判断だとの説明があった。また、性同一性障害特例法の違憲無効判決（最決令5年10月25日）についての当事者たちの受け止め方も紹介された。

差別表現やそれを許容してしまうのは、何よりも知識不足が原因であることが理解できた。今後も研修等を重ねることが重要だ。

第6分科会

弁護士のための中小企業に対する「SDGsコンプライアンス」実践法

中小企業法律支援センター SDGsプロジェクト・チーム副座長 田中 康一 (60 期)

当分科会では、「弁護士のための中小企業に対する『SDGs コンプライアンス』実践法」と題して、国連の定める持続可能な開発目標である SDGs と「ビジネスと人権」の基礎的知識の確認のほか、SDGs と「ビジネスと人権」を統合した形での「SDGs コンプライアンス」に弁護士はどのように関与し、中小企業に対してアドバイスをしたらよいかについて報告した。

総論部分では SDGs に関してコンプライアンス（法令遵守）との関係で弁護士こそが SDGs が規定する各ゴール達成について企業をサポートできること、その第一歩としてパーパス（自社の社会的存在意義）や人権方針策定をサポートすることを解説した。各論部分では、企業のステークホルダーである従業員、顧客・消費者、直接の取引先そしてサプライヤーとの関係、さ

らには公平な事業、環境・地域社会そしてガバナンスとの関係で法令遵守事項や自主的取組事項について弁護士が関わる視点や方法を報告した。

現在、SDGs や「ビジネスと人権」などサステナビリティへの取組みは企業にとって重要な課題である。中小企業においても顧客・消費者のみならず大企業につながるサプライヤーとしての立場からも SDGs や「ビジネスと人権」対応は後回しにはできない。是非、一人でも多くの弁護士に SDGs や「ビジネスと人権」について企業のコンプライアンスの視点から理解を深めていただき、コンプライアンスを実践することの意味及び持続可能なビジネスモデルの構築に積極的にコミットメントを深めていくことを切に願う次第である。

第7分科会

健康食品の安全性

～紅麹と機能性表示食品の問題を中心として～

消費者問題特別委員会委員 小松 紘士 (61 期)

本分科会の前半では、唐木英明東京大学名誉教授をお招きし、基調講演として、食品安全に関する基礎知識、健康食品市場の現状、健康食品を巡り生じている諸問題についてご説明いただいた。後半は、唐木名誉教授、西野大輔弁護士（秋田弁護士会）、当委員会の中川素充委員をパネリストに迎えパネル討論を行った。機能性表示食品制度については、紅麹を主成分とするサプリメントによる健康被害の判明を契機に、消費者庁が設置した検討会の議論を経て、食品表示基準（内閣府令）の改正案が公表されている。パネル討論では、改正案のうち、健康被害が発生した際の行政への報告の義務化及び製造管理手法であるGMP（適正製造規範）の導入義務化について議論がされた。

西野弁護士からは、平成27年に規制緩和の一環として導入された同制度はこれまでに日弁連の意見書でも問題点が指摘されており、意見書では、安全性担保が不十分であることの他に、届出制で中身の審査がないことが指摘されてきた旨の紹介があった。唐木名誉教授からは、トクホでも機能性表示食品でもない「いわゆる健康食品」による被害が多いこと、錠剤・カプセル型の健康食品は、成分が凝縮され長期間摂取されるがゆえの危険性があり、将来の規制の在り方として、錠剤・カプセル型を対象としたサブリ法を制定することの提言があった。その他、被害者救済制度についても議論があり、健康食品の安全性につき理解を深めるのに有意義な研究会となった。

第8分科会

課税判断の硬直化

～インターネット副業で得られた競馬収入の所得税課税を題材に～

税務特別委員会委員 水村 佳和 (73 期)

本分科会では、当委員会の委員4名により、インターネット副業による競馬収入（以下「本競馬収入」という）に対する課税判断を題材として、課税判断の硬直化についての講義を行った。

本競馬収入は、一定のノウハウに基づいた馬券の継続的な大量購入を特徴とするところ、その課税判断において、国税当局が、従来の競馬収入と同様に偶発的単発的なものであり一時所得として外れ馬券の経費算入を認めず巨額の課税処分をなす事態が生じており、上記特徴を考慮しない硬直的な課税判断ではないかと問題となっている。

講義では、まず、井手大展委員が、本競馬収入に関する2つの最高裁判所判決、営利目的による継続的

な馬券購入による雑所得として外れ馬券の経費算入が認められたものを解説するとともに、両事案の比較を行った。そして、実際の事件の控訴審をベースに、今川正顕副委員長を解説兼進行役、井手大展委員、中村芳生委員及び筆者を各々訴訟当事者役及び裁判官役としたロールプレイを行い、訴訟当事者の主張・反論及び判決を通じ、国税当局の課税判断が先の事例の射程を狭く解する傾向にあること、その判断を訴訟段階で覆すことが容易ではないこと及びそれゆえに税務調査段階等早期に弁護士が関与する必要性をリスナーが感じられるように試みた。

第9分科会

英文契約入門

Warranty, RepresentationとIndemnityの違い

国際取引法部部員 深野 葉月 (73 期)

本分科会では、昨年度も本部会の夏期合同研究分科会において講師を務められた英国（イングランド・ウェールズ）及び米国（ニューヨーク州・ニュージャージー州）の弁護士資格を有する岩村浩幸部員により、英文契約入門として、Representation（表明）とWarranty（保証）の違い、Warranty（保証）とIndemnity（補償）の違い、Warranty違反条項やIndemnity条項におけるLimitation of Liability（責任制限）に焦点を当てた講演が行われた。

講演では、上記事項について、岩村部員の豊富な実務経験に基づき、英米法の観点から、主にM&A取引の場面における英文契約書を想定して、売主側・買主側、補償する側・補償を受ける側など取引のそれぞれの立場の視点で詳細な解説がなされた。ご参加いただ

いた方々との間の質疑応答も活発になされた。

英文契約書について作成や確認をする場合、補償する側はIndemnity規定について特に注意深く検討する必要があること、誤解や後の争いを避けるために英単語の意味を正確に理解して適切な英単語を選択することが重要であること、責任制限規定がある場合、何についての責任が限定されているのかについて文章全体の意味内容を正確に理解して分析することが大切であること、違反に関係する規定内容の検討においては実際に当該条項違反があった場合にどのような対応が実現可能なのかという想像力を働かせることが大切であることなど、英文契約書の作成や確認の際に即役立つ大変充実した内容であった。

第10分科会

インターネット上の誹謗中傷への対応と
法律事務所の情報セキュリティについて

弁護士業務妨害対策特別委員会事務局次長 清水 佳代子 (68 期)

本分科会では、前半で、斎藤悠貴委員が、リアルとインターネットを使用した複合的な弁護士業務妨害が増えている昨今の傾向を分析し、インターネットを通じた業務妨害のきっかけや状況、被害の広がりについて報告した。その上で、インターネットによる誹謗中傷への基礎的な対処方法についての解説をした。

後半では、2024年6月1日に弁護士情報セキュリティ規程が施行されたことから会員の関心が高まっていると思われる法律事務所の情報セキュリティについて、北條孝佳委員から報告がなされた。日本弁護士連合会編集の「弁護士のための情報セキュリティ入門」の内容に加えて、パソコン初心者の弁護士が身に付けるべき基本的な知識や対策を分かりやすく概要図を用いて

解説した。

妨害を受けた時は、身の危険を感じるだけでなく、自分に落ち度がなかったかなど悩み、精神的にも大きな負担がかかる。当委員会にも毎年多数の支援要請がなされ、妨害態様も多岐にわたる。弁護士に対する業務妨害は、落ち度がなくても受けるおそれがあり、いつ誰が受けてもおかしくない。本分科会での専門的な知見を持つ委員が発表した弁護士業務妨害の実態や対策などの内容は、このような妨害に対する確実かつ必要な備えである。そして、業務妨害を受けた際には当委員会の存在を思い出して、石川直紀委員長が冒頭で説明した支援要請の概要のとおり、一人で抱え込まずに積極的に支援要請をしていただきたい。

第11分科会

不法行為法実務の課題

不法行為法研究部部員 宮城 海斗 (74期)

本分科会では、①間接損害（発表者：志賀晃部員）及び②廃業損害（発表者：神村大輔部員）についての発表が行われた。

まず、①間接損害では、最近の裁判例の事例をもとに、間接損害に関する基礎事項を確認しつつ、リーディングケースとされる最高裁判例の意義等について発表がされた。現在の実務では、間接損害に対する賠償は例外的な場面でのみ認められるものとされているところ、今回あらためてその契機となった最高裁判例やその後の下級審裁判例の傾向等について再確認を行ったことは、今後の事件処理の際に役立つことと思われる。

次に、②廃業損害では、廃業損害の意義について確認したうえで、廃業損害と財物（設備や在庫）の価値

喪失・減少による損害との関係や、賠償の対象となる期間の認定に関する問題（後遺症逸失利益算定における労働能力喪失期間に対応する問題）等について発表された。現状の裁判例の傾向とその妥当性について、具体的なシミュレーションを活用しながら検討がされており、こちらの発表も大変参考になったのではないかなと思う。

最後に、今回の発表内容について、当部のオブザーバーである花本広志教授（東京経済大学）から意見・感想をいただいた。

本分科会には30名程度の会員の参加があった。今回の発表により、不法行為法実務の更なる発展の一助となれば幸いである。

第12分科会

自動運転・弁護士費用保険にまつわる最近の動向

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 神永 矩誠 (64期)

本分科会では、近時の日弁連LAC（リーガル・アクセス・センター）の動向、弁護士費用保険の運用時の疑問点、自動運転における近時の状況の3つのテーマを取り上げた。開会の辞にて、伊藤委員長から、本分科会の趣旨説明があり、弁護士費用保険の拡大がなされていることなどの報告があった。第1部では、伊藤委員長から最初のテーマである近時の日弁連LACの動向に関しての報告、これに加えて、LACの研修の説明、LAC業務報告システムの報告があり、偶発事故に伴う刑事事件や人格権侵害による精神的苦痛に関する紛争にかかる弁護士費用の保険適用などの説明があった。第2部では、伊藤委員長及び筆者から、弁護士費用保険の保険金請求をする際の問題

点を取り上げ、保険金請求にあたり疑義が生じうる事項については、事前に保険会社に確認及び協議すべき旨を報告した。第3部では、筆者から、次世代モビリティの文脈で議論される自動運転・無人運転が、運転手不足など国が抱える社会的課題を解決するために非常に重要な問題であることに加えて、国土交通省の自動運転のレベル分けに即して、現在の日本の状況、仮にレベル4の車両が社会に実装された場合に生じる法的整理について報告した。最後に、石田副委員長から、弁護士費用保険は様々なものが日弁連LACと保険会社が練り上げて商品化されており、積極的に利用されたい旨の報告があり閉会となった。

第13分科会

こんなに変わるぞ家族法制
— 離婚後共同親権・養育費・面会交流

法制委員会委員 林 祐介 (71 期)

法制委員会は、横山宗祐委員長による企画説明・令和6年民法改正等の法律の概要の説明に続き、以下の発表を行った。

第1部「共同親権」（稲村晃伸副委員長及び篠塚至研修員）は、親権とは・改正の背景／改正後に両親が親権者となる（共同親権となる）場合／（共同）親権の行使／適用時期／まとめ・残された課題の各項目について、民法の改正条文を中心に解説した。今回の発表では、改正条文の解説に力点を置いたことから、離婚事件を手掛ける会員の方々にとって報道などでは把握しにくかった各条文の理解に資するものになったと思う。

第2部「養育費」（棚橋桂介委員及び当職）は、はじめに／法定養育費制度の導入／養育費に先取特権を

付与したこと／執行手続の負担軽減策や収入情報の開示命令などの裁判手続の規律の整備の各項目について、民法、民事執行法、人事訴訟法、家事事件手続法の改正条文を解説した。

第3部「面会交流」（稗田さやか副委員長及び棚橋桂介委員）は、はじめに／審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規律／婚姻中別居場面における親子交流に関する規律／父母以外の親族との子の交流に関する規律の各項目について、民法、人事訴訟法、家事事件手続法の改正条文を解説した。

養育費及び面会交流の改正はいずれも子どもの健全な成長発達を支える重要なものである。改正直後の解説は、離婚事件を手掛ける会員の方々の理解に資するものになったと思う。

第14分科会

間もなく判決「袴田事件」

再審法改正実現本部副本部長 古本 晴英 (50 期)

袴田弁護団から加藤英典弁護士（埼玉弁護士会）を招いて話を聞いた。はじめに、1966年の事件発生から現在までの経過に加え、犯人性を認定する根拠として使われた「5点の衣類」が、みそ漬け実験と法医学鑑定によって、捏造証拠であることを明らかにしたことなどの話があった。また、再審開始決定から再審公判開始までの準備、そして現に行われている再審公判について説明があった。再審公判は、公判の更新（刑訴法315条）に準じた手続を行った後に、新たな証拠調べが行われていることなど、極めて貴重な経験を聞くことができた。

袴田事件では、はじめの再審請求から43年、静岡地裁で再審開始決定があっても既に10年が経過している。これについて加藤弁護士からは、請求審で

は弁護人に証拠開示請求権がなく、2014年になって警察の地下倉庫から取調べの録音テープが「発見」されたこと、開始決定に対して検察官が即時抗告、さらに特別抗告をしたために確定まで時間がかかったことが問題点として指摘された。

再審法改正実現本部の河井匡秀本部長代行からは、再審法改正を巡る国会の議員連盟結成の動きやこれに真っ向から反対する法務省の対応なども報告された。

判決期日は9月26日に指定されている。無罪判決を確信できる話が聞けたが、それで良いではない。袴田巖さんは判決時88歳である。検察官に控訴せず、速やかに無罪を確定させるべく、会員一同声を上げたいと思わせる話であった。

第15分科会

裁判官の職務情報提供の推進・活性化にむけて
(弁護士へのアンケート結果もふまえて)

裁判官の職務情報提供推進委員会副委員長 平野 賢 (53 期)

本分科会では、事前に会員に行ったアンケート結果をもとに、参加者が実際に経験した裁判の実例も交えながら、あるべき裁判官像について熱心に議論がなされた。

事前アンケートでは、過去2年間で裁判官の問題のある職務行為に接した経験があると答えた会員とないで答えた会員はちょうど半数ずつであった。このアンケートや会員の意見を総合すると、全般的に、法的知識や素養といった点よりも、訴訟指揮に対する不満が比較的多く見られた。特に、一部の裁判官が、当事者に対して高圧的な姿勢を取るといった事例が複数報告された。この点に関しては、裁判官経験者の委員から、裁判官は自身の法廷しか見ることがなく、他の裁判官

の法廷や訴訟指揮を見る機会が少ないという点が背景にあるのではないかといった指摘がなされた。

こうした点に関し、裁判官には人間性を育てる機会が必要なのではないかといった意見も出た一方、他方で弁護士でも法廷で関係者に高圧的な態度を取る者もいるといった指摘や、弁護士自身が裁判官を説得するために工夫が必要といった意見も出された。このほか、コロナ以降利用されるようになったWEB期日の功罪などについても議論がなされた。最終的に、夏期合同研究に伴う会員からのアンケートが貴重なものであり、今後も改善を続けながらデータ収集を継続し、その長期的な傾向も分析していくことが確認された。

第16分科会

日本語で復習! 英語によるコモンロー勉強会

国際委員会副委員長 瀧澤 渚 (67 期)

国際委員会では、2021年より、当会会員全員に開かれたセミナーとして、「英語によるコモンローセミナー」を開催している。当委員会委員である外国法事務弁護士等を中心とした講師陣による全6回のセッションで、コモンローの概要、エクイティの概要、秘密保持契約、商事取引契約、訴訟手続及び仲裁手続について学び、初めてコモンローについて触れる会員から、コモンローの理解を深めたい会員等まで、幅広い層が参加できる内容となっている。

本分科会では、上記のうち第5回(訴訟)、第6回(国際仲裁・国際調停)分を、浅田委員、深野委員、池田委員の解説の下、振り返った。訴訟については、手続の流れ、訴訟提起前の行動、和解、証拠調べ手続、費用等、国際仲裁・調停については、長所・短所、

費用と時間、執行の問題等に関して取り上げた。

質疑応答では、本編で講師を務めたドミニク・シャーマン外国法事務弁護士もご参加くださり、弁護士費用の敗訴者負担やPart 36 offersといった、実務上重要なルールに関し、興味深い議論がなされた。

本勉強会は、当分科会で活躍した皆様のほか、本編講師として、ホジェンス委員、ハンセン委員、フロスト委員、企画の発案者としてミューラー元委員長、企画者として樋口委員長、三好副委員長、ロセフ委員、澁谷委員、近藤委員、西村委員、当職が携わった、当委員会が総力を挙げて実施したセミナーであった。これらの皆様及び参加者として支えてくださった多くの委員・会員に感謝したい。

第17分科会

同一労働同一賃金の現在の課題と実務対応
～不合理な待遇差解消のための点検と見直しをどうすべきか～

労働法制特別委員会委員 丸山 和広 (52 期)

当委員会は、2021年（令和3年）に引き続き、その続編として、非正規社員の同一労働同一賃金に関し、4つのパートに分けて発表した。

この点、令和2年10月にメトロコマース事件、大阪医科薬科大学事件、日本郵便（東京・大阪・佐賀）事件の各最高裁判決が出ているが、まず、吉岡剛委員と野村亮輔委員が、昨年7月20日に最高裁判決が下された名古屋自動車学校事件を中心に、①定年後再雇用の事案に関し、次に、森田梨沙副委員長が、②諸手当・休暇に関し、さらに、八木隆委員と明石幸大委員が、③基本給・賞与・退職金に関し、それぞれ、令和2年最高裁5判決以前とその後の裁判例の分析及び実務上の注意点を発表した。令和2年最高裁5判

決後の裁判例も、基本的にハマキョウレックス事件・長澤運輸事件の各最高裁判決及び令和2年最高裁5判決の判断枠組みを継承した判断がなされていた。最後に、友成実副委員長が、④不合理な待遇差解消のための点検・見直しに際し、実務上注意すべき点を、厚生労働省のマニュアルや令和2年最高裁5判決後の裁判例を通して発表し、各パートの後で芦原一郎委員から、補足や問題提起のコメントをもらった。

発表用資料については、発表者及び筆者のほか、安藤啓一郎委員、野田広大委員、加藤由美副委員長にも尽力いただいた。資料は、今後、不合理な待遇差解消の際に参照価値の高いものになったと自負している。

第18分科会

刑務所の医療について

刑事拘禁制度改革実現本部委員 氏家 宏海 (61 期)

刑事拘禁制度改革実現本部では、「刑務所の医療について」と題し、この問題に造詣の深い赤池一将龍谷大学名誉教授をお招きして、刑務所の医療の現状と課題についてご報告をいただいた。

監獄法を改正した刑事収容施設法は「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療の措置を講ずる」と定めているが、適切かつ十分な医療が提供されているとは言えない現状がある。まず、医療アクセスに問題がある。本来、診断は「医行為」であり、医師でなければ行えない（医師法17条）にもかかわらず、刑事施設においては、医師の診察の要否を、看護師または准看護師が行うことにより、医師による診療機会が最小化されている。この点は、

応召義務（医師法19条1項）にも反している。次に、医療水準の問題がある。美祢社会復帰促進センターや月形刑務所など医療を外部委託している施設と比較すると、外部委託して民間の医師が診察した場合には、検査が4倍、画像診断が2倍行われている等、診察内容に大きな違いが生じている。結果、医療費にも約2倍の差がある。また、医療水準の維持のためには、学会等作成のガイドラインや転医義務等の医療規範の水準状況を監督する外部専門機関が必須である。

以上のとおり、今まで漠然と感じていた刑事施設における医療の問題を具体的に知ることができ、また、今後改善していくべき点を明確に表した貴重な報告であった。その後、活発な質疑応答が行われた。

第19分科会

海外からのオンラインでの法廷参加のために求められる施策

民事司法改革実現本部副本部長・民事国際化対応部会部会長 早川 吉尚

民事裁判IT化により送達・期日参加・尋問がオンラインにより可能となった。ところが、主権侵害（特に執行管轄権侵害）の懸念があることを理由に、裁判所は現在、海外からのオンライン利用を認めない方針である。もちろん、日本の裁判所が他国の域内で同国の同意なく物理的に裁判手続を行ったのなら同国の主権侵害は明白である。しかし、オンライン参加の場合でもそうなのか？ また、これを可能とする実務的な方途はないのであろうか？

この問題につき、第一に、法制審の裁判IT化部会の下に設置された「IT化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会」の座長を務めた竹下啓介一橋大学教授から、同検討会及び法制審での議論状況につき説明がなされた。第二に、日弁連・民裁委員会副委員長

の小柳茂秀弁護士から、同委員会についての現在の議論状況につき紹介がなされた。第三に、この問題につき日弁連意見照会に対して当会・国際委員会から意見書が提出されているが、これにつき吉田美菜子同委員会（前）副委員長から説明がなされ、また、Michael Mueller 同委員会（前）委員長からは、国際訴訟における現実の必要性和欧州での現状について説明がなされた。

議論の末、オンラインでの法廷参加は主権侵害とみなさない旨を宣言しあう二国間行政取決めの逐次の締結が、これを可能とする実務的な方途であり、その実現を当会や日弁連から国や裁判所に働きかけていくことが肝要との考え方が示された。

第20分科会

「人種差別を許さない」訴訟について

外国人の権利に関する委員会研修員 竹之下 真穂（76期）

本分科会では、人種差別的言動をする男性から不実の通報をされた上、警察官による不当聴取と個人情報漏洩という差別的取扱いを受けた外国人母子に関する本事件の概要と本件訴訟の意義について、西山温子弁護士（第一東京弁護士会）に解説いただいた。

本事件は、外国人女性と3歳の娘が、公園で遊んでいたところ、「国へ帰れ」等と人種差別的言動をする男性から人種差別的暴言と暴行を受けた後、不実の通報をされ、さらに警察署で男性の言い分を認めるよう数時間迫られた上、住所等の個人情報を承諾なく男性に開示されてしまったことから、東京都を相手方とし、国家賠償請求訴訟を提起したというものである。

提訴に至った理由として、東京都公安委員会へ苦情

申出を行ったが応答がなく、仕方なく提訴したところ、約半年後の年末に、訴訟係属中につき回答は差し控えると返答がきたことや、他の先進国のような国内人権機関が日本に存在しないため、他に救済の手段がなかったことが指摘された。

本件訴訟について、人種（外国人）差別を訴えることに加え、人種差別撤廃条約といった国際人権からの理解が非常に重要な事案であり、レイシャル・プロファイリングという観点からも意義があることが説明された。

本年5月に言い渡された第一審判決については、原告の請求はいずれも棄却され、6月に東京高等裁判所に控訴されており、公正な社会の実現のために、引き続き本件訴訟に注目していきたい。

第21分科会

裁判員経験者から学ぶ
～求められる刑事弁護活動～

裁判員制度センター副委員長・制度検討部会部会長 伊藤 祐介 (68 期)

本分科会では、専修大学法学部の飯考行教授が主催する「裁判員ラウンジ」に協力を依頼し、飯教授及び裁判員経験者2名をお招きした上で、当委員会の委員も交え、議論を行った。その内容としては、裁判員経験者2名がそれぞれ担当された各事件について、事案の概要を報告していただき、公判手続の流れに沿って弁護人の弁護活動を振り返りつつ進行的な進行した。

どちらの事件の弁護人の弁護活動も裁判員経験者から評価が高く、弁護人として学ぶべき点が多々見られた。例えば、裁判員経験者の感想として、

- ・冒頭陳述で弁護人から立証責任の説明を聞き、弁護人の威風堂々とした姿勢も相まって、聞いていて身が引き締まる思いだった。
- ・性犯罪の被害者尋問の際、聞いているだけで辛い尋問が続いたが、弁護人の配慮が感じられたことで、

弁護側のマイナスイメージにつながらなかった。

- ・最終弁論と冒頭陳述の主張が一貫していることはもちろん、証拠調べを踏まえて明らかになった点が、弁論で簡潔にまとめられており、分かりやすかった。等の声があった。

他方で、裁判員経験者の事件報告を伺う中で、裁判員制度としての今後の問題点・改善点も見受けられた。例えば、

- ・公判期間が長期にわたる事案では、年度が変わること、裁判員の進学、就職、職場の異動等が生じ、裁判員の職務を継続することが困難となる場合があった。等の意見も出た。

裁判員制度は本年度で施行から15年を迎えた。同制度の見直しやさらなる改善も含め、当委員会は調査・検討を続けていく。

第22分科会

「宮本から君へ」最高裁判決は何を残したのか

憲法問題対策センター事務局長 棚橋 桂介 (66 期)

2023 (令和5) 年11月17日、最高裁第2小法廷は、映画「宮本から君へ」の製作活動に対して助成金を交付しないとした独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長の決定が裁量権の範囲を逸脱・濫用したものとして違法であるとする判決を言い渡した。この判決は、助成金の交付という局面において芸術表現の自由の価値を重視する判断を示したものであることに加え、一般的な公益が助成金の交付の判断に入り込むことの危険を指摘している点でも意義が大きいものといえる。

本分科会では、上記訴訟において意見書を執筆された日本大学大学院法務研究科の蟻川恒正教授を講師にお招きし、意見書に書かれた内容、最高裁が問題を

どのように把握しどのように応えたのか等についてお話を伺った。

蟻川教授からは、上記判決は上記理事長の決定が憲法21条1項に直接違反すると判示したものではないが、裁量の逸脱・濫用の有無の判断にあたって同項の趣旨を十分に踏まえた判断を下していること、その際、芸術的な観点からは助成の対象とすることが相当といえる活動に対し一般的な公益が害されることを理由とする交付の拒否が行われることから生じる「萎縮効果」を問題とし、その「萎縮効果」は交付を拒否される相手方にとどまらず表現者一般に広く及ぶものとして捉えられていること等につき、非常に示唆に富む講演をいただき、質疑応答も含め大変濃密な時間となった。